

第8回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会

議 事 録

日 時：平成17年11月24日（木） 午後1時30分～4時30分
場 所：青森県庁 北棟4階 A会議室

次 第

1 . 開 会

2 . あいさつ

3 . 議 事

(1) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例
に係る追良瀬川流域の保全地域 (案)

(2) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例
に係る追良瀬川流域の保全計画 (案)

4 . 閉 会

第8回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会議事録

日 時：平成17年11月24日（木） 午後1時30分～4時30分

場 所：青森県庁 北棟4階 A会議室

（県の議題説明等については省略します。）

議 事

司会 それではさっそく議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、佐々木会長にお願い致します。佐々木会長は議長席の方にご移動をお願い致します。

佐々木会長、それではよろしくお願い致します。

佐々木議長 それでは、さっそく審議に入りたいと思います。

議題は皆さんのお手許の資料にあるとおり、二つになっています。ただ、前回の審議会で決まったことですが、太平洋側に流れる奥入瀬川流域の保全地域（案）それから計画（案）これについてはいいでしょう、ただ、この審議会で決めた基本的な方向が正しく理解されないような記述等については、少し修正してもいいんじゃないのか。その点についてはもう一回、この審議が始まる前に確認しましょうということになっています。

それで、この二つの案件の審議を始める前に、太平洋側の奥入瀬川ですね、これについての保全地域案と計画案について、皆さんから色々な意見を聞いてまとめたものがございます。それはもう皆さんのお手許に配られているわけです。その後の経過について、修正案について、何か事務局の方から報告をすることがありましたら、よろしくお願い致します。

事務局（奈良岡総括主幹） 事務局の奈良岡です。

十和田の方の奥入瀬川流域の保全地域（案）と保全計画（案）について、前回、第7回の審議会の意見を踏まえまして修正したものを、先月、10月ですけれども、委員の皆様へ送付させて頂きました。

委員の皆様からは「意見無し」ということで報告を受けています。以上です。

佐々木議長 はい。ということで、それでは引き続き、太平洋側に流れる奥入瀬川流域の保全地域（案）計画（案）については事務局の方で事務的な手続きをして、さっそく進めて頂きたいと思います。

それでは今日の審議案件2つについて議事を進めます。

一つは日本海側に流れる追良瀬川ですね。深浦町の追良瀬川の保全地域（案）、2つ目は保全計画（案）についてです。

この2つの案件と、この案件に先立ちまして、この追良瀬川の流域の概要について事務局の方から説明して頂きます。ですから、2つの案件と、その前に追良瀬川の概要についての説明と言うことで、続けてお願い致します。よろしいでしょうか。

追良瀬川流域の概要

事務局（奈良岡総括主幹） 座ったままで、それでは保全地域（案）と保全計画（案）の前に、流域の概要についてご説明させていただきます。

流域の概要の資料は配布済みでございますけれども、ペーパーで3枚になってはいますが、それを主体に説明させていただきます。一字一句というわけではありませんで、私の方もずっと書いていますので、多少この文章自体は端折った感じでご説明致します。

それでは、追良瀬川流域の概要ですけれども、一番先に追良瀬川流域の地勢ということで、青森県の西南部に位置する日本海側の流域は、深浦町に位置しています。

つぎの文章の頭のところからになりますけれども、追良瀬川流域は大部分が白神山地に含まれ、最下流は深浦台地となっております。白神山地は奥羽山脈から枝分かれして西にのびる出羽山地の北の端に位置し、高峻な山容、険しい山の形となっております。

追良瀬川は県境の真瀬岳の西方付近を源流とし、「サカサ沢」、「ウズライシの沢」などの水を集め北に流れ、深浦町追良瀬地区で日本海に注ぐ流路延長33.7km、流域面積117.2km²の二級水系の河川です。流域は北に細長く、東側は赤石川流域と隣接しています。

追良瀬川の上流域は追良瀬峡谷やV字谷の渓谷を形成し、自然豊かな溪流となっております。中流域では河川横断工作物として発電用取水を目的とした追良瀬堰堤、それから溪流の流出土砂安定等を目的とした砂防ダムが設置され、下流域では河口から西追良瀬山橋までの区間の一部と両岸に護岸が整備されております。

河口部では、昔の海岸などが隆起した海成段丘である深浦段丘と風合瀬段丘の間を縫うように日本海に注ぎ、その左岸部には砂浜海岸があり、右岸部には塩見崎の海食崖や岩礁など変化に富んだ海岸景観に恵まれ、津軽国定公園の特別地域に指定されています。また、塩見崎海岸には麩木地区の農地を西風から守るクロマツの海岸防災林があります。

追良瀬川流域の水源地となる最上流域の森林地域は、原始的なブナ天然林を主とする地域です。ここでは植物が多様な植物群落を形成し、それを背景として豊富な種類の動物が生息しており、極めて価値の高い自然生態系となっております。「白神山地世界自然遺産地域」などの区域が設定されています。なお、この白神山地世界自然遺産地域は、核心地域と、その核心地域を外部からの影響を防ぐための緩衝地域に分かれています。とくに緩衝地域では森林生態系を厳正に守るために、原則として人手を加えず自然にゆだねる地域となっております。その保護については、国内法の自然環境保全法、自然公園法、それから国有林野管理経営規程による規制の厳しい管理が行なわれています。また、それらを所管する環境省、林野庁、文化庁、それから秋田県、青森県による「白神山地世界遺産地域連絡協議会」が設置され、関係機関の協力・連携による管理が行なわれています。

流域の概要の説明の途中なんですけれども、保全地域（案）、このあと説明するところに出てくるわけなんですけれども、保全地域（案）から白神山地世界自然遺産地域を事務局案としては除外した理由をちょっとだけ付け加えます。

各種法令による地域指定がされ、厳格に保護管理されていることにより、森・川・海の条例に基づく保全地域の指定、それから規制管理を行なう理由に該当しないと判断し、案からは対象外としました。この部分を、このあと保全地域の説明に移ってまいりますけれども、これをちょっとだけ付け加えておきます。

この世界自然遺産地域に隣接する上流域はですね、ブナを主とする天然林の森林となっており、森林生態系の保全や森林空間の適切な利用のため、「森林と人との共生林」の役割となっています。また、中流域や下流域は、スギ、カラマツの人工林やブナを主体とする天然林の森林となっており、追良瀬川の水質保全や水源涵養機能等の役割を持つ「水土保持林」となっています。

次に、流域の森・川・海の特徴についてです。

追良瀬川流域の植生については、上流域では原生的なブナ天然林が主に分布していますし、中流域では林道沿いのツガルフジ、イブキジャコウソウの植物群生が見られます。それから、渓谷沿いにはジュウモンジシダ、サワグルミ群落が分布しています。

鳥獣に関しては、上流域では天然記念物のクマゲラ、イヌワシ、ヤマネやシノリガモなどが見られ、中流域から下流域にはホンドザル、全域ではツキノワグマと特別天然記念物のニホンカモシカが見られます。

河川流域の動物では、上流域にはトウホクサンショウウオ、中流域にはエゾイワナ、ヤマメ、希少種のカジカやカジカガエル、下流域にはサケ、アユ、ヨシノボリが生息しています。

それと、海岸の区域ですけれども、砂浜や海食崖、岩礁などがあって、カモメ類、サギ類など渡鳥の飛来地となっています。

3つ目。土地利用、地域文化、それと環境保全活動の概要です。

森林の上流部の区域は、林道やトロッコ跡地を利用した遊歩道があり、追良瀬川の中流域を横断するように県道岩崎西目屋弘前線が通り、「白神山地世界自然遺産地域」を訪れる県内外の観光客などに利用されています。

河川では、中流域に砂防ダムが設置され、魚類の遡上に配慮した魚道が整備されています。また、1号砂防堰堤の上流部には採石場があります。そのほか、この辺は夏にはアユ釣りで賑わっています。

河川の区域の魚類資源の保護ですけれども、河口付近、追良瀬堰堤の最上流域、オサナメ沢の区間は禁漁区となっています。オサナメ沢ではサクラマスの産卵床の整備が行なわれ、下流域では春に追良瀬川内水面漁協と地域住民の共同によるサケ、アユ、ヤマメ、サクラマスの稚魚放流が行なわれています。

下流域には松原地区の集落があり、追良瀬川に沿って水田などがあります。その周辺の国有林は松原地区の薪炭共用林野として長年活用されています。集落の入り口の岩山には、津軽三十三観音霊場の第九番札所の「見入山観音堂」が建っています。

次に海岸ですけれども、塩見崎海岸は海食崖や岩礁など海岸景観に優れていて、津軽国定公園のエリアとなっています。また、河口の砂浜は、地元では「かなしきの浜」と呼ばれ、海釣りや賑わう場所となっています。広戸地区よりのJR五能線が走っている海岸部ですけれども、そこは消波ブロックが並んでいて、砂浜がほとんど見られない形態となっています。

流域での主な環境保全活動としては、下流域で河口から2号砂防堰堤の区間、それから追良瀬川親水公園で、追良瀬川水利組合、地元老人クラブ福寿会、追良瀬自治会による清掃活動が行なわれています。

海岸の方では、毎年4月に、町、それから地元関係団体、町民の人達による清掃活動が

行なわれております。さらに海の自然環境保全のため、深浦マリンキッズが2003年に開校され、地元小学生を対象に海と川のフィールドで自然体験学習が行なわれています。

ざっと、配布した概要の資料をちょっと端折った形でご説明申し上げました。以上です。
佐々木議長 続けてお願いします。

追良瀬川の保全地域（案）

事務局(鶴賀主幹) それでは引き続きまして、資料 - 1 の追良瀬川流域の保全地域(案) についてご説明したいと思います。

皆さまのお手許に配布してございます資料 - 1 でございますけれども、追良瀬川流域の保全地域(案) という見出しのついている資料には、分冊としまして8ページから12ページまでにかけて図面と写真が貼り付けた資料として5枚の資料が別冊となっておりまして、これと併せながら説明したいと思います。

まずはじめに、資料 - 1 の1ページをお開き下さい。この1ページに明記してございます1番の保全地域(案) の概要につきましては、先ほど追良瀬川流域の概要と似たような内容になってございますので、ここでは省略させていただきます。ご了承下さい。

次に資料2ページをお開き下さい。またこの資料2ページと併せまして図面の方の8ページ、A3判の縦型になりますけれども、これをご覧頂きながらお話をご説明したいと思います。

まず、今回の追良瀬川流域の保全地域(案) を検討するにあたりましては、調査資料、森林計画図面、河川図面、海岸図面等をもとに現地調査による検討を行ないました。そして今回の保全地域(案) の候補として選定したものでございます。

まずはじめに、2ページに明記してございます森林についてでございますが、最上流部の白神山地世界自然遺産地域よりも下部にございます国有林で、このエリアにつきましては現在、東北森林管理局と協議中の箇所でございますが、その中で「水土保持林」及び、「森林と人との共生林」の機能を有する北追良瀬山、西追良瀬山、東追良瀬山、南追良瀬山の4つの国有林、17箇所の林班を保全地域(案) として選定しております。面積は約6500ヘクタールになります。

ここの森林の林況でございますけれども、スギ、カラマツの人工林が全体の約2割を占めます。林齢は10年生から49年生の林分となっております。残りの8割につきましては、ブナ、ナラ等の広葉樹の天然林となっており、35年生から174年生の林分となっております。

さらにこの森林の保全地域の特徴としては、図面の方の上の方にまいりますと、ちょうど森林のエリアが大きな蚕のような形をしていますけれども、ちょっと口の方に松原地区という集落が、追良瀬川流域のところに最初の集落がありますけれども、ここの部分に土砂流出防備保安林があります。それ以外は全て水源涵養保安林に指定されてございます。

次に河川についてご説明します。河川につきましては、南追良瀬山国有林、3114林班があるんですけれども、一番下側の方になるんですけれども、その中に栃木沢の合流点から日本海側に向けた河口までの追良瀬川の区域としてございます。延長は約23キロメ

ートルとなります。なお今回、河川の上流端につきまして栃木沢からとした理由ですが、追良瀬堰堤上流部の流水につきましては当堰堤において発電用に取水されていることから、その上流部集水域の河川を対象外としております。

次に海岸の地域につきましては、追良瀬川流域の海岸部をもとに検討したところ、河口の左岸の自然海岸の箇所と、河口右岸側海食崖の自然海岸となっている塩見崎海岸の箇所を選定しています。区間延長では約2.1キロメートルです。また、塩見崎海岸の区域には海岸上部に隣接する地元追良瀬財産区有のクロマツ海岸防災林約14ヘクタールを含めております。資料3ページは、いまお話しした保全地域(案)の位置図になります。

4ページをお開き下さい。4ページの2番、保全地域の指定要件でございますが、前回の十和田湖の方の奥入瀬の方の審議会でご説明した記述内容と変わってございませんので、今回説明を省略させていただきます。

次に、それでは先ほど資料2ページで、森林、河川、海岸の保全地域案の概略をご説明致しましたけれども、具体的指定理由の説明をしたいと思っております。

まず最初に3番目の森林からご説明します。森林につきましては保全地域の選定にあたって、(1)森林の基本的な考え方を整理してございます。基本的な考え方につきましては、ア、イ、ウ、エ、オの5つございますが、この基本的な考え方につきましても前回の審議会と内容がまったく変更がないので、これについても省かせて頂きます。

次に(2)の今回の追良瀬川流域において指定する森林についてお話しします。

今回、追良瀬川流域において指定する森林ですけれども、森林の地域は国有林の地域別の森林計画におきまして「水土保持林」及び「森林と人との共生林」に区分され、水源涵養や動植物の生息・生育の場としての機能が強い森林の地域。また、県民等の要望が強い森林の地域となっております。

5ページをお開き下さい。まず今回選びました森林のエリアですけれども、1つ目として、ア、水源涵養や動植物の生息・生育の場として機能が強い森林ですけれども、1つ目が「追良瀬川(沢を含む)流域」において水土の保全機能が強い森林といたしました。この沢ですけれども、今回の流域の中には25本の沢が含まれております。

次に、上・中流域において野生動植物の場として機能が強いブナなどを主とする天然林の分布を含む森林、及び遺伝資源の保存等を目的としている「林木遺伝資源保存林(南奥入瀬ウダイカンバ遺伝資源保存林)」の設定森林。この森林ですけれども、主に広葉樹主体の森林を含んでおります。また、遺伝資源としてウダイカンバを挙げてございますが、ここの遺伝資源保存林のウダイカンバの林齢は約90年生となっております。場所ですけれども、資料8ページの図面でお話ししますと、図面の方の森林の下側に追良瀬大橋がございます。この追良瀬大橋から西側になりますか、岩崎寄りの、いわゆる旧弘西林道になるんですけれども、約500メートル移動した林道沿いにございます。

次に、連続した追良瀬川の溪畔林と一体となっている森林を選定してございます。

次に、希少で学術的価値の高い、先程概要でお話がありましたけれども、ツガルフジ、ツガルミセバヤ、イブキジャコウソウ等の植物群落の群生、及びネズコの群落の分布地域を含む森林帯を選定してございます。

次にイでございますけれども、県民等の要望が強い森林ですが、県道岩崎西目屋弘前線を含む上流域につきましては、白神山地の自然景観の維持や保養の場の提供など、保健文

化機能を発揮している森林となっています。ここの上流部の森林でございますけれども、「森林と人との共生林」の機能の中で、一部は野生動植物の生息・生育する森林の保護整備にあたる自然維持タイプの区域。ほか、大半は自然観察等の保健文化教育的な活動の場、自然景観の維持等を目的とした森林空間利用タイプのエリアとして位置付けているところでございます。

なお、今回の森林のエリアについて、以上お話ししましたが、先ほど最上流域のところには白神山地世界自然遺産地域がございます。対象外とした理由についても、概要の中で若干お話ししましたが、事務局の方でも関係機関、あるいは国有林野とも色々協議を致しました。結論的には、概要の中で説明がありました通り、白神山地世界自然遺産地域につきましては、原則として人手を加えず自然に委ねるままにするエリアであるということ。また、関係法令等により、管理が厳格に行なわれているということ。また、白神山地世界遺産地域巡視員による巡視が行なわれているということもあわせて、以上を鑑み、当保全地域のエリアとして含めないという結論に達したわけであります。

次に森林保全地域の上流域、松原地区からかけて、河口のエリアにかけて、森林はあるわけなんですけれども、ちょうど松原地区の辺りには国有林の薪炭共用林野というものがございます。先程の概要でもお話がありましたけれど、ここの薪炭共用林につきましては取り込むことを考えておったんですけれども、薪炭共用林は松原地区において、いわゆる薪用として伐採権利が発生していることから、国有林との協議におきまして保全地域の候補の対象外となっております。

次に、今回の保全地域（案）の中に民有林は含めてございません。含めなかった理由でございますけれども、松原地区の対岸に民有林が一番最初に出現するんですけれども、木材生産を重視する資源の循環利用林でありまして、多数の個人有、あるいは共有林が介在し、国有林と一体に取り込めないという状況がございます。今回の保全地域（案）からは除外しております。以上が森林の地域（案）の説明でございます。

続いて4番目の河川についてご説明いたします。資料の5ページから6ページにかけまして説明したいと思います。

まず最初に(1)の河川の基本的な考え方ですけれども、豊かで良質な水を有する区域、瀬・淵・河畔林等の自然環境が優れている区域、及び多様な動植物や希少な種が生息・生育している区域などの基本的要件に加え、優先的要件を満たす区域を対象としています。

今回の追良瀬川流域において指定する河川ですけれども、まず1つ目にアでございますが、豊かで良質な水を有する区域としまして、河口から追良瀬堰堤付近までの追良瀬川の区域は豊かで良質な水を有する区域となっていることから、保全地域として選定しています。

6ページをお開き下さい。イ、瀬・淵・河畔林等の自然環境が優れている区域。追良瀬川渓谷は、自然豊かな溪畔林とともに景勝地となっております。松原地区より上流側では、秋の紅葉時に地域の人などが紅葉狩りに訪れている場所でもございます。

次に、ウ、自然の特徴が特異性、固有性または希少性を有する区域。松原地先の第二上河原橋上流から追良瀬堰堤付近までの区間では、希少種であるカジカが確認されています。

次に、エ、渡り鳥の飛来地など動植物の生息・生育にとって重要な機能を果たしている区域としては、追良瀬大橋の上流部付近ではキセキレイ、カワガラスなどの清流に生息す

る鳥類が確認されています。

オ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関して、県民等の主体的・積極的な取り組みが行なわれている区域でございますけれども、としまして、追良瀬橋付近の追良瀬川親水公園がありますけれども、この付近及び追良瀬橋付近におきましては、追良瀬地区の地元の老人クラブの福寿会、追良瀬自治会が清掃活動を行なっています。また、河口から2号砂防堰堤付近までの区域におきましては、追良瀬川水利組合による清掃活動が行なわれるなど、環境保全・美化運動に努めております。

次に、ですけれども、追良瀬橋付近では、地元小学校において追良瀬内水面漁業協同組合の協力のもと、自然環境学習の一環として児童によるサケの採卵や稚魚の放流の体験を行なっております。

いまお話しした内容につきましては、資料の9ページをご覧ください。写真になりますけれども、ちょうど、追良瀬堰堤より下流を望む、から にかけて、追良瀬川の上流部から下流部にかけて調査した時の写真を添付しております。

次に10ページにまいりますと、下流域の方に地元松原地区でございます見入山の状況写真。そして、追良瀬内水面が採卵と稚魚を養殖している「さけ・ます養殖センター」があります。また、地元ではサケを11月から12月の半ばまで捕獲しているんですけれども、そのサケの築場の状況写真。はちょうど11月の中旬にサケを築場から捕獲して網ですくっている状況の写真になります。は、保育園児、主体は地元の小学校なんですけれども、この写真には保育園児によるサケの稚魚やサクラマスの幼魚の放流の状況写真をつけております。につきましては、追良瀬橋付近での自治会による清掃活動の写真を付けてございます。

なお、皆様のお手許の方に別途ですね、参考資料の66ページから67ページにかけて資料と参考写真を付けておりますので、ご覧頂ければと思います。

続きまして7ページの海岸について、5番目の海岸についてご説明致します。それから図面の方ですけれども、資料の11ページの図面をご覧頂きたいと思います。

まず資料の11ページでご説明しますと、右側上でございます写真があります。この写真をご覧頂くと、河口周辺部の状況がお分かり頂けるかと思えます。また、塩見崎海岸の北側の状況になりますけれども、資料の8ページの一番上、一番最初に開いて頂いた図面の一番上の左側の方に塩見崎海岸の状況、ちょっと暗いんですけれども、この写真をつけてございます。これが北側から見た塩見崎海岸の状況の写真です。

それでは最後になりますけれども、5の海岸についてお話しします。

まず、海岸の基本的な考え方でございますけれども、砂浜、磯、海岸林等の自然環境が優れている区域、及び多様な動植物や希少な種が生息・生育している区域などの基本的な要件に加え、優先的要件を満たす区域を対象としています。

今回の追良瀬川流域において指定する海岸でございますけれども、まず、アとしまして、砂浜、磯、海岸林等の自然環境が優れている区域については、追良瀬川河口周辺の砂浜及び海食崖や岩礁が続く塩見崎海岸一帯は津軽国定公園に指定されております。自然豊かな区域となっております。

次にイとしまして、渡り鳥の飛来地など、動植物の生息・生育にとって重要な機能を果たしている区域につきましては、追良瀬川河口、及び海食崖には、渡り鳥のダイサギが夏

から翌春まで生息しております。また、河口付近の海岸部には、冬季にカモメ類の越冬、休息場所となっているところがございます。

資料の12ページをお開きください。資料の12ページですけれども、河口の左岸の海岸の状況は、ちょうど一番上の右側のマル22番の写真になります。ちょうど海岸の砂浜が広がっている写真です。

次に右岸の河口周辺は、24番の写真になります。また、海食崖のちょうど崖と言いますか、その部分と、やや海側の方に岩礁が少し見えます。また、ちょうど24番目の真ん中の写真に、白いものが岩の上にポツポツ見えるんですけれども、これがサギになります。そして25の方は海岸にいるカモメ類の姿です。

次にウでございます。資料7ページに戻りたいと思います。

次にウでございますが、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関して、県民等の主体的な積極的な取り組みが行なわれている区域でございますけれども、1つ目としましては、追良瀬川河口を中心に広戸海岸などにおいて、「日本野鳥の会弘前支部」会員により野鳥観察が行なわれております。今回、参考資料として皆様に配付いたしております野鳥の生息の資料なんですけれども、弘前支部の会員の方に一度点検をして頂きまして、資料の40ページになりますね、協力資料を作成して頂き、大変協力して頂いているところです。

次に、の追良瀬川河口及び海岸では、毎年4月に深浦町及び地元団体が、清掃活動による海岸の環境保全に努めております。この清掃活動ですけれども、海岸沿道清掃ということで、深浦町内全域の清掃活動の一環として行なわれているところで、約3000名ほど参加というふうに聞いてございます。

次に ですが、2003年から深浦マリンキッズ（海洋自然学校）が開校し、身近にある日本海などを教室に、磯の生物観察や海・川の生物採取による自然学習などの活動を通じて、地元小学校児童に自然環境の大切さを啓発しています。このマリンキッズに参加されている学校数ですけれども、町内4校の小学校児童で、約30名が参加しているとのこと。

次にエでございます。海岸の保全に対する県民の要望等が強い森林ということで、塩見崎海岸の区域には、概要でもお話ししたんですが、クロマツの海岸防災林が造成され、防風保安林としての機能を発揮しているということで、今回選定してございます。なお、この塩見崎海岸にはクロマツの海岸防災林があるんですけれども、一部広葉樹も海側の方に入っております。

あと、今回の海岸のエリアで、図面を、資料の11ページをご覧頂くと分かると思うんですけれども、ちょうど資料11ページの左側の部分の海岸の砂浜が短めに止まっていて、塩見崎海岸の方が長く続いておりますけれども、こちらの海岸の西側が広くとれなかった理由でございますけれども、JR五能線が海岸線を走ってございまして、すぐ沿線の真下に消波ブロックが置かれてございまして、砂浜がほとんど見られないというか、少ないというか、人が近づけないような場所になっているということで、今回はこの図面に示された位置で海岸線のエリアを止めております。

以上で保全地域（案）の説明を終わらせて頂きます。

追良瀬川流域保全計画（案）

事務局（館岡技師） 河川砂防課の館岡です。よろしく申し上げます。私の方からは追良瀬川流域の保全計画（案）について説明させていただきます。

この保全計画なんですけれども、従来まで審議頂きました大畑川、五戸川、奥入瀬川ですね、骨格は同じものになっておりますので、ここでかいつまんで説明したいと思いません。資料 - 2 になります。追良瀬川流域保全計画（案）をご用意ください。

1枚めくって頂きまして、目次なんですけれども、第1、第2と二部構成になっておりますが、1. 追良瀬川流域の概要から、2の保全地域、3の環境の特質、4番の土地利用、地域文化の概要につきましては、先ほど説明がありましたので、ここでは割愛させていただきます。

ちょっと飛びまして、5ページの方に移りたいと思います。

保全の方針その他保全に関する基本的な事項といたしまして、（1）保全の目標。保全地域につきましては、特に流域の特色を有する貴重な財産であるということから、その価値を正しく認識して、森・川・海の共生を積極的に図るという考えのもとに連携し、一体的な取り組みを行なうとともに、森・川・海の保全及び創造においては、出来る限り自然の状態を維持するという基本のもとに流域の特質に配慮し、適切に実施してまいります。

それらの目標と致しましては、森・川・海が四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物をはぐくみ、その中で流域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある追良瀬川流域の姿を実現する、ということを目標に掲げております。

（2）といたしまして、目標達成の為の保全施策について、アからオの5項目について記載しております。

アといたしまして、パートナーシップによる連携体制の構築。イといたしまして、定期的な観察・巡視・調査。ウといたしまして、人との積極的な関わり合いの場や活用。エといたしまして、条例にあります特定行為に対する適切な対処。最後に追良瀬川流域のあるべき姿に向けた適切な創造の推進、ということで5項目掲げております。

続きまして6ページの方に入ります。森・川・海の保全についての施策に関する事項といたしまして、清流管理指針。県の方では、追良瀬川において水質測定を常時監視しております。その中で「生活環境の保全に関する環境基準」を指針の一つとして用いたいということで提案しております。イといたしましては、日常的な清流管理ということで、地域住民等の協力を得たいということで掲げております。公共用水域の水質測定の地点といたしましては、図の方にあります追良瀬橋、この地点が環境基準点、河川のA類型に設定されておりますので、この地点のデータを参考にしていきたいと考えております。

続いて清流管理の区間なんですけれども、日常的清流管理といたしまして、上流から追良瀬大橋の付近。で、下流になりますけれども、松原地区、見入山の見入橋付近、それと河口の付近と、この3地点を提案しております。

清流管理の具体的な指標なんですけれども、7ページの方に管理指標の設定ということで、公共用水域の水質測定地点につきましては、生活環境項目5項目を指標といたします。

で、日常的な清流管理といたしましては、流量、流水、魚類の生息状況、水生生物ということで4つ挙げておりますが、魚類につきましては、8ページの方にですね、既存調査

による魚類の生息範囲ということで、昨年度調査した結果に基づきまして、これを参考として指標として用いたいということと、最後に水生生物とありますけれども、下線部分を引いているのがですね、実際現地で確認されたものということで、こちらを指標としたいということで提案しております。

続いて9ページなんですけれども、森・川・海の主要な要素を保護するための事項といたしまして、森林の区域ですが、ウの部分ですね、追良瀬川流域、白神山地の優れた自然環境の保全を図るためということで、世界自然遺産地域に設定されておりますので、こちらの方の世界遺産地域巡視員、あるいは地域住民、この当条例のふるさと環境守人による連携による巡視活動。あるいはエの部分ですけれども、観光客が多いということから、憩い安らぐ場、自然環境教育・学習の場としてその活用を推進して参りたいと。

で、(2)の方ですけれども、河川の区域といたしまして、アの部分ですが、希少種をはじめとして多種多様な生物の生息・生育の場となっておりますので、これらの環境を保全していくために、先ほども言ったように巡視活動を推進してまいりたいと。これに併せてイの方になりますけれども、地域住民との情報交換、河川清掃の継続、良好な水環境の保全に努めてまいりたいと。

ちょっと飛んでエになりますけれども、追良瀬川に遡上するサケの採卵、サクラマスの子魚の放流など、地元小学校によって体験学習会が行なわれておりますので、これらを継続して河川の自然環境の保全を推進してまいりたいと。

(3)海岸の区域になりますが、ウの部分ですけれども、春、秋、春季、秋季につきましては、野鳥の生息・飛来地となっております。実際この部分で野鳥の観察も行なわれておりますので、併せて良好な海岸の環境が保全されるように努めていきます。

続きまして10ページの方ですけれども、全般的な保全施策として、ア、イ、ウ、3項目。パートナーシップによる取り組みの積極的な推進。イといたしましては、民間団体等の自発的活動の促進。ふるさと環境守人による支援、ということで保全策3つ掲げております。

5番目といたしまして、追良瀬川流域のあるべき姿に向けた適切な創造部分ということで、森林、河川及び海岸の一体的整備、その他必要な施策を行なう場合には、出来る限り自然の状態を維持しながら、かつての追良瀬川流域に近づくように取り組むということでア、イ、ウ、と続きまして、11ページのサまで11項目掲載しております。

で、森・川・海づくりということで、アからオの部分ですけれども、もともとの森・川・海の状態を参考にする。イといたしまして、自然の作用を最大限に活用する。ウといたしましては、希少種の生態系の保全。エといたしましては、地域住民等の知見・情報を活用した地域住民との連携。オといたしましては、併せて関係行政機関との連携。これらにより森・川・海づくりを進めていきます。

11ページの方、カの方になりますけれども、具体的な森づくりですけれども、今回の保全地域は国有林となっておりますので、上流域の森の部分については森林と人との共生林として自然景観の維持・形成、保養の場の提供など保健文化機能を発揮させていきます。

中・下流域の森林については、水源涵養保安林、あるいは土砂流出防備保安林に指定されておりますので、水質の保全、水源涵養機能等を発揮させるために、水土保持林として育成途上の人工林については間伐など適正な保育を推進するとともに、長伐期施業などに

よる多様な森林の造成を図ってまいります。

天然林におきましても、択伐施業などによる適切な施業を行ない、公益的な機能を持続的に発揮するような森づくりを取り組んでまいりたいということで、最後の方ですけれども、民有林につきましても、森林の多面的機能の発揮を図るため、育成途上の人工林については、適切な保育、間伐の実施。さらには河川流域などの森林につきましても長伐期施業、複層林施業及び育成天然林施業の推進に取り組んでまいります。

キ、クの部分ですけれども、連続した環境条件を確保した川づくり、海づくり。ケといたしまして、間伐材を利用した川づくり。コといたしましては、事業実施後の事業評価、モニタリングの実施。最後、サの部分ですけれども、ふれあいの場の確保ということで、アクセスの確保に努めるということで記載しております。

最後になりますが、12ページの方ですけれども、森・川・海の維持・管理に関する事項ということで、環境守人の維持管理内容、あるいは現地管理体制と役割分担のフロー図を掲載しております。

最後に、管理上必要な施設の整備といたしまして、看板を設置したいということで記載しております。以上です。

佐々木議長 はい、どうもありがとうございました。いま事務局の方から、追良瀬川の流域の概要、それから保全地域指定（案）、それから保全計画（案）について説明して頂きました。それで、この審議会に先立ちまして、この保全計画（案）と保全地域（案）をもとにして、地元で説明会、それから地元で勉強会をしています。その場で出た意見等について事務局から説明して頂きます。よろしくお願ひします。

事務局（寺嶋主事） 追良瀬川流域意見交換会の時に住民の皆様から出されました主な意見の内容をご紹介します。

第1回目の意見交換会につきましては、平成17年6月29日に深浦町役場において開催いたしました。参加団体は農協、漁協、内水面漁協、土地改良区、地元自治会等、8団体14名の参加がございました。

意見交換会の内容につきましては、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例についての説明、保全地域保全計画の意味・意義等についての説明、今後のスケジュール等についての説明を行ないました。

その中で参加者より、地域住民に対するメリット、デメリットを説明して欲しい。住民のボランティア活動等に対して制限が生じるのか。ふるさと環境守人の権限はどのようなものなのか、との意見が出されました。

第2回目の意見交換会につきましては、平成17年11月11日に深浦町役場で開催いたしました。参加団体は農協、内水面漁協、土地改良区、地元自治会等、7団体11名の参加がありました。

意見交換会の内容につきましては、追良瀬川流域保全地域（案）についての説明、追良瀬川流域保全計画（案）についての説明、ふるさと環境守人制度等についての説明を行ないました。

その中で参加者より、保全地域内で災害が発生した場合の復旧はどのようになるのか。保全地域内においては有害動物の駆除に制限が生じるのか。保全地域として指定された後に情勢が変化した場合、保全地域の一部解除等が可能であるのか、などの意見が出され、

議論を重ねたところ、住民の皆様より追良瀬川流域の豊かな自然を残していくという理念は大変良いことなのでぜひ進めて欲しい、との意見が出されました。

以上、追良瀬川流域意見交換会で出された意見のご紹介でございました。

審 議

佐々木議長 はい、ありがとうございました。質問に対する解答書、答えというのは文書になっていますか。もしなっていたら、こういう風に答えたという資料を委員の皆さんに配ってもらおうかな。なっていないならばまた後で、途中休憩の時に相談します。

概要、それから指定地域(案)、それから保全計画(案)、それから地元での勉強会、意見交換会、説明会の時に出た意見ということを紹介して頂きました。何か質問ございますか。はい、どうぞ。

奥村委員 すみません、2つほど。この間、実地見学会に参加してまいりました。で、塩見崎海岸ですけれども、本当に珍しく、この塩見崎の南側の方は大変美しい景観でしたけれども、この写真に載っている部分は、この位置図というものですけれども、塩見崎の北側の方の写真ですね、これは。そうですね。北側は範囲も短くて、もう少し行くとちょっとテトラポットなどがあるというのに、北側の写真を敢えて載せたというのは何か理由がありますか。

事務局(鶴賀) 塩見崎海岸の北側の方の写真を今回資料にお付けしたのは、ちょうど写真の手前といいますか、こちらの方には蘆木の漁港が隣接しておりまして、ちょうど現地を調査したときに、塩見崎海岸の区域をどのような範囲で捉えたらいいかということで、ちょうど船が入る斜路の部分が手前にあるんですけれども、その部分と併せた写真ということで今回載せています。いわゆる北側をどの辺で止めたらいいかということも兼ねた写真だということでございます。

奥村委員 この写真には、その斜路というのは見えてませんね。

事務局(鶴賀) はい、斜路はちょっと隠れています。

奥村委員 もっと下の方というか、そんな感じでしょうか。はい、分かりました。

あと、この意見会ですけれども、意見会の出席者というのはアトランダムな地域の方々なんでしょうか。何人ぐらい。その中に守人は含まれていらっしゃるのでしょうか。

佐々木議長 環境守人は計画が決まってから決めるんですよ。

奥村委員 はい、分かりました。

佐々木議長 人数分かりますか、この時の出席者の数です。

事務局(奈良岡) 6月に行なった1回目の意見交換会ですけれども、漁協さんとか、地元の自治会さんですとか、8団体の14名。それから2回目の意見交換会、お知らせしたのは同じ団体さん、メンバーさんなんですけれども、内水面漁協さんですとか、自治会の代表の方、7団体11名の参加です。

奥村委員 はい。

佐々木議長 はい、どうぞ。大坂さん。

大坂委員 ちょっと字句の訂正をして欲しいのですけれども。ダイサギは渡り鳥ではございません。留鳥ですので、渡り鳥の部分を削って頂きたい。

それから、上流にシノリガモが生息しているように言われておりますが、まだこの追良瀬川上流では確認しておりませんので、それも削って頂きたい。

というのも、今朝、青森県の過去の資料を全部調べている者と電話いたしまして、青森県でシノリガモが生息しているのは赤石川と、それから駒込川と、大畑川の3つの川です。で、追良瀬川ではまだ確認しておりません。もし、誰も居ないところにいるかもしれませんが、私たちの方では記録として残すわけにはいかない状態ですので、それも削って頂きたいと思います。それから。

佐々木議長 一つずつ、すみません。具体的にどこにあるか教えて頂けますか。資料のどこを削ればいいかを教えて頂けますか。

大坂委員 はい、第8回青森県ふるさとの森と川と海の保全資料のところにもありますし、そのほか3つか4つシノリガモが出て来ましたので、それを全部削って頂きたいと思います。確認しておりませんから。

それから資料の2ページに最初にありました。上から5、6行目のカモメ類、サギ類など、渡り鳥となっているんですけども、カモメとサギは殆ど渡らないので、一部のものが渡るので、この渡り鳥とは私たちは認識していませんので。これも冬鳥、旅鳥というのであればいいんですけども。

佐々木議長 どの資料を見ればいいですかね。

大坂委員 全部渡るわけではなくて、ダイサギも本当の一部が、まだ確認されていないんですけども、日本にいるダイサギよりも一回り大きいのが実は渡っているのではないかとされているんですが、まだ全容がはっきりしていないんです。ですから一応、渡り鳥というふうにするのは私は良くないと思います。

佐々木議長 何をしますか。

大坂委員 削って頂ければいいんです。

東委員 渡り鳥とも留鳥とも、ちょっと言えない部分があるということですね。ダイサギの場合。

佐々木議長 ダイサギと渡り鳥という記述ですね。東先生、大丈夫ですね。

東委員 海岸の区域では、ということですね。

佐々木議長 いや、いまのダイサギのところ。渡り鳥についてはよろしいでしょうか。

東委員 まあ、曖昧ですので、渡り鳥というところは削ってもいいんじゃないですかね。

佐々木議長 ああ、渡り鳥という記述は。

東委員 渡り鳥の個体もいるんですけども。渡りをするのもいるんですけども。

佐々木議長 ダイサギはいる、ということでもいいですね。

大坂委員 はい、いいんです。それは留鳥としているんですけども、いまちょっと議論になっている部分はあるんです、一部の。それが青森に来ている可能性はあって、私も一回り大きいのは見てはいるんですけども、それがどこから来て、どう行くということはまだ分かっていないんです。ただ一回り大きいのがいるというだけなので、ちょっと分からないんです、いまのところ。

奥村委員 旅鳥というのは。

大坂委員 旅鳥というのは、日本で繁殖するのが夏鳥で、それから日本に渡ってきて越冬して他の国で繁殖するのが冬鳥なんですね、冬に来る。で、旅鳥というのは日本で繁殖

はしないんですけれども、旅の途中に日本に立ち寄るという意味で旅鳥となっています。

佐々木議長 具体的にどこを訂正すればいいか、事務局の方で分かりましたか。

事務局（鶴賀） 大体分かります。

佐々木議長 そうですか。あとで報告してもらいましょう。この追良瀬川流域の修正版としてです。

大坂委員 それにもありますし。

佐々木議長 この49ページに、確認したというのがありますけれども。

大坂委員 あちこちに。

奥村委員 73ページにもありますけれども。

佐々木議長 73ページにもね。これは確認したと言うこと。

奥村委員 これは赤石川で確認というのがありますので。

大坂委員 ですから、シノリガモが夏日本にいるのは、青森では駒込川と、それから赤石川と大畑川なんです。

佐々木議長 そうですか。赤石川は隣りだから、いそうなんだけれども。

大坂委員 だから100%いないとは言いませんけれども、ここで繁殖に来ているんですから、川筋を飛び越えてあっちこっち飛んで歩くというものではないんです。巣を構えて、そこで雛を育てるんですから。

佐々木議長 そうですか、はい。

大坂委員 実はどうして入ったんだか不思議なんです。誰かもしか見た人がいたら、ぜひ報告して欲しいです。駒込川の場合にもですね、私の東京の友達が見つけたんです。ですからそういう場合もありますので。

佐々木議長 分かりました。ただ、この資料はもう既に公表されている資料を引用しているから、引用した資料をはっきり書けばいいですよ。その資料までは訂正は出来ないから。コメントとして、追良瀬川流域では、例えばシノリガモはまだ確認されていないとか、という風にしておきます。

はい、ありがとうございます。それでは、はい、どうぞ。

附田委員 私は、一番基本になります区域のことです。皆さんでご議論をお願いしたいと思っております。

河川の方、それから海岸の方はですね、これで宜しいでしょうし、かなり活動できるフィールドだと思いますので、条例の趣旨が貫徹出来ると思います。

ただ森林に関しましては、実際の話、国有林まかせでありまして、事実上はそれ以外のところはやる事が無いのじゃないかな、ということに終始してしまうと思います。

で、その区域と言いますのは、本来は河川と森林というのは、横断的に見て一体となった時に、森と川と機能を発揮できるようなものですから、この河川の方の、つまり下流部の方の森林の指定されていない部分、これは河川だけになっちゃうわけですよ。つまり、民有林であるとか共有林が多く附存しているところを除いているという形になるわけです。で、除いたと言うことは、私は過度に何かを制限を恐れるあまりに除いたのではないかなと、そういう感じがしております。でも、事実上は何の制限も出てこないのではないかなと思っております。ですから、下流部の森林を除くのか、除かないのか、これが大きな分かれ目になってしまうような気がします。

その背景をちょっとお話ししますけれども、まず保全地域、資料 - 1、この4ページですね、3 . 森林。この中のウ、エというふうにあります。指定要件のことを書いているわけですが、このウにつきましては、地域の方々であるとか、NPO・ボランティアと、つまり所有者でない方々がですね、森林とどう関わっているかということを書いてあるわけですが、これに関して言うのであれば、この松原地域というのは、薪炭共有林というものを通じまして、これほど森林と結びついて生活、暮らしと一緒にあったところは無いと思っております。そもそも共有林というのは、国有林の性格づけはそういうものでありますから、まずそれに着目してみる必要があると思えます。

それから逆に先ほどの説明で、資源循環林だから、あまりにも制限をかけるのが、これは良くないよということを書いている理由にしているようですが、ちょっと話が先に進みますけれども、これは保全計画の方ですね、9ページのところでちゃんと記述してあるんですよ。この、「地域住民等県民参加の育樹を通じて森づくり云々」というんですが、共有林というのはまさにこれ、ズバリ言いまして、里山づくりなんですよね。今はもう薪炭というのは無くなったんですけれども、地元の暮らしのための山ですよ、ということを書き込んで認めて、国有林の方で括っているものですから、もう絶好の暮らしの山の、あるいはまた川とのつくりかかりで準備しているようなものであると私は思っていますから、制度上もうそうなっているわけですから、これをどう考えるのかということでもあります。

それからまた資料の1の方の4ページに戻りまして、エ。これにつきましてもですね、「森林、裏山などにおいて山菜採りなど地域の生活と密接に結びついている森林」。それから、「保健休養・文化に利用されている」となったら、この見入山の観音堂のところは最高でしょう。宗教とまでは言わないですが、精神生活も含めて。それを除いたということは、相当の背景がなくてはいけないと思っております。

まあ、これは国有林当局との共有林を巡っての協議の結果だとおっしゃいますけれども、そう単純にいいのかな、という感じがしましてですね。事実上、制限等はかからないのではないかな。今の森林施業といいますのは、長伐期に移ったり、それから混交林にやったり、複層林に入れたり、それがもう、この方向に移っておりますから、多分、町有林なんかは、完全にここの漁業の内水面の強いところですから、皆伐はしないだろうし、長伐期にもっていきだろうし。ということで、私は河川の方はよく分かりませんが、追良瀬川というのはその辺では非常に大事にされている県の象徴的な河川だと思いますから、いわんやそれに町の方がですね、くっついている森林を、泥が出てくるような、あるいは大革するような行為は絶対しないと思えますから、もう事実上、この条例でもって管理されているような区域だと私は認識しておりますので、大きな開発行為も入ってくるような周辺事情ではないので、これ、下流の方を入れた方がかえっていいのではないかなと思うのですが、除いた強い理由をですね、お聞かせ願いたいと思っております。

2回にわたる地元での説明会があったようですけれども、どうなんだろうね。何かこういう区域指定をされると、非常な行為制限がかかって、経済行為がちょっと制約される。だから嫌ですよ。白地の方がいいですよ。一般論でそういう声があったのかもしれないけれども、よくよく考えてみますとですね、そういう危惧は必要ないんじゃないかなと思うんですけれども。地元の声を聞く会の模様をお聞かせ願いたいということが一つと、委員の皆さんで、私が冒頭申し上げたことをですね、ちょっと揉んで頂ければ。私がか

り間違っているのかどうかしれませんけれども、大きな分かれ目だと思って、ちょっと叩き材料として提供しました。

佐々木議長 大幅な修正がなければ今日決めようかなと思っています。ただ、色んな点で事務局と委員の皆さんから出た意見が違う場合は、次回まで持ち越しかないと。で、全体的にですね、まだ幾つも決めなければいけないところがありますので、その辺りを兼ねながら、少しずつ事務局に譲歩してもらおうかなと思っています。

今のはそうすると、保全地域、何ページでいきましょうか、この8ページの方でいきましょうか。この図で宜しいでしょうか。この松原地区を含めてもう少し河川区域、河道だけではなく、この背後にある森林地帯も保全地域に指定したらということですね。

それから、上流の方はまだありますか。

附田委員 上流につきましては、もうこの通り、記述通りで意義づけもはっきりしていますし、それから色んな世界遺産であるとか、たくさん法令上の書いてありますけれども、これで担保されますので、私はこれで宜しいと思っております。

佐々木議長 そうですか。じゃあ、まず除いた理由を、確認したいと思います。

まず保全地域のところで、上の方と下の方、中流部といいますか、ここのところが河道だけになっているということです。それから、上流の方をどういう風にしていくかということが重要な審議点になるかと思えます。

松原地区というのが、8ページの図だと文字がありますけれども、この図で言えば色を塗ってもいいじゃないかと言うことです。もう少し広げてもいいんじゃないかというご意見でしょうか。

附田委員 はい。

佐々木議長 除いた理由は何だったのでしょうか。さっきはここで切りましたという説明がありましたけれども。

事務局（鶴賀） またご説明申し上げますけれども、松原地区の山側、図面で行くと北側になるんですけれども、地区周辺は薪炭共用林野になっております。また併せて、薪炭共用林野でないところは、通常の木材生産を目的としたエリアになっております。

で、この薪炭共用林野なんですけれども、前回の十和田湖の方の奥入瀬川地区においても、薪炭共用林野がございまして、国有林野の方から部落の方に、慣習として提携している山については、県の条例の保全地域による制限がかかるような意味にとられるということからなのか、入れないで欲しいというふうに言われております。

佐々木議長 私有地ですか、私有林ですか。そういうのが多いということですね、そうすると。

事務局（鶴賀） あと、この共用林野について、私、ちょうど深浦の森林官の方に色々内容についてお聞きしたんですけれども、追良瀬地区の共用組合が利用している山であるということで、5年間の伐採計画をしているそうです。そして、年間、大体100立方メートルの薪を取っていると。で、伐ったあとは、1年以内にまた山から伐り出すふうに契約をされているということでした。

たまたま、今ちょうど、部落の人達も高齢化に入ってきていて、昔は集団で山の方に入ったんですけれども、皆んな高齢になっていることから、今は専門の方に地区の組合の方でお願いして、薪炭を伐採しているということでした。

で、薪炭ですけれども、大体30年サイクルになっておりまして、植栽はせず、萌芽更新による森林の方法をとっているというお話でございました。

佐々木議長 分かりました。どうぞ、附田先生、続けてください。

附田委員 私は林業専門ですから申し上げますけれども、そういう、皆伐しないで萌芽更新なんかするというのは、保全上、非常に良いことでありまして、河川のためにもいいのじゃないか。あるいは広葉樹でなければこれだけの薪炭出来ませんので。言ってみれば、盛んに言われる、里山を取り返せ、武蔵野の森を戻せ、という大運動があるんですが、これ、典型なんですよ。一番私は勘どころなので、皆、世の中それを望んでいるのにね、県条例もそれを目指すはずなのに、そっと除くというのは、我々審議委員として、ずっと聞き流していいのかなと。そこを揉んで欲しいと私は提供しているわけなんです。

で、事実上、地元の人には困ることがあるだろうか。年間100立方メートルの伐採というけれども、100立方メートルというのは僅かなんです。よくぞそのくらい少なく伐ってくれたと言えるくらいの量なんです。これの量については葛西さんが一番詳しいんですよ。100立方メートルというのは、ほんのちょっぴりなんです。それほど緩やかに山を扱うような施業をなされていますから、本当はそうしようと決めるのが。もうなっている訳ですから。何か、いがらっぽいことがあるんだろうかな、と私は不思議でならなかったんです。

佐々木議長 地元の意見会で、保全地域にかかったら、どんな制限がかかるのかというような質疑応答があったけれども、今のような附田さんのような解釈を地元ではしているのかな。

事務局（奈良岡） 地元の意見交換会の時ですけれども、結局ウチの方では、制限がかかる特定行為の届け出、保全地域にした場合というのはそれがありますと。そういう説明もいたしましたし、あとは農林水産業ですね、生活に関わる部分での個人の方の、例えば森林に関する分ですけれども、そういうのは届け出の制限が加わる訳ではないよ、というような説明もしています。

あとは、例えば薪山、薪炭共用林とかの話も出てはいますけれども、特に普通に生活している分での制限が加わることは無いよ、というようなことは説明はして、地元の方々もそういうふうに理解はしていると思うんですが。

いまの附田委員からのご意見に関しては、ウチの方としても、地域の方々にも含めることについて、再度協議して検討していく形になるかと思うんですけれども。

佐々木議長 これ、全部、例えばかかって、多分共用林ということですから、組合みたいなものがあると思いますけれども、生活が困るようなことは無いんだという文章を、一緒にどっかに載せればいいのかもしいね。そういうことですよ。ここがかかったとしても、困ることはないでしょう、今までの生活が変わるということは無いですよということですね。附田さんの話は。

附田委員 事実上、ないと思います。

佐々木議長 事実上ですね。はい、分かりました。じゃあ、どうぞ、田村さん。

田村委員 今その事に関わってですけれども、薪炭共用林野における自給用の薪炭採集というのは、届け出が必要な行為ではないですよ。そこをしっかりと地元の人に話されてあるかどうかということ、ちょっと確認したい。自家用の薪炭採集は届け出が必要な

かどうか。

事務局（鶴賀） 今の薪炭共用林野の伐採が、本条例の制限に該当するかというお話なんですけれども、薪炭共用林野の薪炭は、あくまでもその地域の人達が慣習として木を伐採するのであるから、林業の一部と見なされると思います。

田村委員 であれば、特定届け出行為はないですね。

事務局（鶴賀） はい。

田村委員 であれば、先ほど除いた理由というのが、ちょっと覆されるんじゃないかな、というのが一つ思うことなんです。

佐々木議長 ああ、なるほどね。

田村委員 今の議論を聞いていて、要するに地元の方にですね、指定された方がいいと思われるようなやり方に、今ちょっと、なっていないような感じがするんですね。

要するに規制とか制限だけがあって、支援する仕組みがないのが、やっぱりちょっと問題なんじゃないかなと。地元の人が保全地域に指定されれば、その方が得なんだ、支援して貰えるんだ、というものがちょっと欠けているというふうに強く思いました。

で、この場合、新規に予算をつけるということは難しいとしてもですね、いま行なっている事業を積極的にこの条例の保全地域に絡めていくという努力が、少し足りないんじゃないかと思うんですね。なので、保全地域に指定されれば、例えば森の関係で言えば、単一の造林事業がそこで特に推進されるところですね、間伐事業がそこで行なわれるとか、例えば環境教育なんかでもそこで、まあ、色んな所でやっていますけれども、積極的にその指定した保全地域の所でやっていくというような、いま行なっている事業に、この保全地域をせっかく指定したのだから、もっと絡めていかないと、地元の方がそのメリットというのを感じられないんじゃないかと思うんですね。

で、今回は全域が保安林だということなのであれですけれども、既に指定した地域とか、今後する所でも、保全地域にした所で、積極的に保安林の指定を進めて行くとかですね、新たに予算をつけて何か事業をするということが難しいのであれば、そういう努力がもうちょっと必要なんじゃないかな、というふうに思いました。

佐々木議長 はい、そうですね。というのであれば、どんどんもっと広がるかもしれませんね。じゃあ、まず東さんの方からいきましょう。

東委員 いまの下の方の薪炭林の話は、2人の委員の先生が言われた通り、私も同じように考えますので、これに関しては条例の趣旨をもう少し地元で丁寧に説明して頂いて、もう一度地元の方の意見を聞いて頂きたいなと思います。

それから、上流の方はもう世界遺産に入っているということで、敢えて必要はないんじゃないかということなんですけれども、確かに保全するのは、もう充分網がかかっている必要はないと思うんですけれども、かけない理由は分かったんですけれども、かけてはいけない理由はないかな、というのを感じています。

で、この条例のおおもとの趣旨はやはり、流域で全体でということがあったなと記憶しているんですね。そうすると、途中で千切れてしまうというのがですね、この条例を考えていく上で性質から外れるんじゃないかという感じがします。何か、かけられない理由があるんでしたらやむを得ない部分もあると思うんですけれども、もし、それが大きな障害でないのであれば、この条例の中でも全体をかけて頂けないかな、ということを感じまし

た。それは河川も含まれていますので、河川も今回の保全案の中で、途中で千切れているわけですね。

あと確認したいのは、支流はどういう位置づけになっていたかなというのを、少し説明して頂きたいなと思ったんです。支流がまったく入らないわけですね、この案だと。ただ、森林としてはかかっているわけですね。

事務局（鶴賀） 今の保全地域（案）の中の追良瀬川の本川があるわけですが、支川につきましては、国有林の沢敷きとして取り組んでいます。入っているということになります。

東委員 分かりました。そうすると、下流にある、例えばサクラマスの産卵所を造成しているようなところ、禁漁区になっている所ですね、何沢でしたっけ。オサナメですか、オサナメ沢、これは今のところ森林の範囲ではないので、ここは河川としても外れているということになるわけですね。

事務局（鶴賀） オサナメ沢につきましては、資料等で禁漁区のエリアというのは確認しました。また、オサナメ沢周辺の森林についても詳しく色々調べたところ、砂防指定地が入っているんですけれども、周辺がちょうど木材利用を目的とする森林に入っていることもあり、取り込む、編入というか、保全地域として取り込めなかったというか、その部分があります。

いわゆる、砂防指定地のちょうど天然林の部分だけになると、細長い部分だけになってしまう恐れがあったということもありまして、保全地域としては入れなかった。また、今回の保全地域と若干離れているので、分散してしまうという点があったのも事実です。

東委員 考え方として、ですから、保全地域内の支流は森林の一部として扱うので、支川であっても含まれるわけですね。ところが、保全地域から外れた支川は、結局かからないということですね。

事務局（鶴賀） 分散的に、これまでに今回の保全地域も含め、十和田湖の方の奥入瀬川、あるいは五戸川においても色々検討したんですけれども、あくまでも森と川は一体的な方が水源の涵養とか、動植物、魚類等においても、一番理想的な形でないかということで、切り離しは出来ないと考えております。それでオサナメ沢についても、禁漁区であるということは認識しているんですけれども、どうしても森林の取り込みが出来ないこともあり、外れているということでございます。

東委員 例えば大畑川の場合ですね、旧河道なんかは保全地域になっていますよね。だから、必ずしも本川に限ってはいないわけですね、今までも。で、禁漁区になっているということは、やはり、川としてもいい川だと思うんですよ。やはりそういう所を出来るだけ取りこぼさないように含めていく方がいいのではないかなという風に考えています。で、上流の方は、少し皆さんの意見も頂きたいなと思っています。

佐々木議長 支川、8ページのこの図で言えば、松原地区から、書いているところから河道だけになっているけれども、この本川に入ってくる支川の上流域といいますか、支川の森林域もあるのではないかなということですね。

だから、さっきの田村先生の、指定してくれたからウチもこれからやり易くなる、というような雰囲気を作っていけば、そんなに困るようなことはないと思いますね。それで、保全地域に入ったということで困るというような事があれば、今までのこの方針といいま

すか、この森・川・海条例を適用した時のこの基本的な方向性について、この審議会で最初に決めましたけれども、その辺りを少し変えなければいけないと思っています。

それで今日は皆さんにですね、この条例の案文と、それから、その後、この審議会で決めた基本構想についてお配りして貰っています。この辺りを、都合が悪くなればやっぱり変えてですね、この条例が、やっぱり県民のものになっていくように持って行かなければいけないと思います。

そうしたら、今の点を含めて、さっきの、もう少し飛び地でもいいから、保全地域を8ページの1箇所だけでなく、例えば松原地区とか、その他の下流域、中流から下流のところ、やれないかどうか検討してもらいましょう。

それから支川についても、もう少し検討してですね、指定地域として決めていった場合、これは地元にも有利になるというような点でいけるような所を探して貰ってですね、追加していきますか。どうしても都合が悪いときは、どこかそういう所を探して、とにかく1箇所でも、ウチを指定してくれたから非常に助かるというような所を作ってみたいですね。そういう戦略的な意味も含めて、ちょっと事務局の方、検討してもらえますかね。

はい、田村さん、どうぞ。

田村委員 保全地域についてもう一点、ちょっとお聞きしたいことがありまして。事前説明にいらした時にもちょっとお願いしておいたので、多分用意して頂いているんじゃないかと思うんですけども。

採石場が白抜きで保全地域から抜けているんですね、森林部分の。で、修復という考え方からいけばですね、ポツとこの森林の中に今ある、今、森林でないからといって、この採石場を抜かすのはちょっとどうかな、ということもありまして。まあ、認可を受けてやっているわけですけども、この認可を受けた採集計画の内容と、それから採石事業が終わった後の措置について、この現場に関してどうなっているかについてお願いします。

佐々木議長 今の田村さんの質問、この8ページの図で、ここの白くなって所、ここが外れていると。ここについて説明をお願いしますということですね。

事務局(奈良岡) さっき概要の説明で、採石場がありますという説明だけでして、採石場を保全地域の分から抜いているんですけども、その部分の説明がちょっと足りなかったと思いますけれども。あと田村先生から、事前説明の時にちょっと採石場の話を聞かれていましたので、ちょっと調べた分をお答えいたします。

あそこの採石場といいますか、現場を見に行った時に実際見えていますので、採石場の認可に関してですけども、平成11年から16年の5年間と、16年の10月から18年の10月の2年間。後の方の認可はまだ終わっていませんけれども、この合計7年間で面積が約12万3千平方メートル。それから、岩石の数量が26万2千トンの計画に対して認可になっていると。

その認可の中に、採掘後の跡地処理といいますか、緑化計画というものもなっていて、最初の5年間の分はちょっと除きますけれども、今現在進行中の期間がある、残っているとといいますか、16年の10月から18年10月までの2年間の分に関しての認可に対する緑化計画、これはですね、面積が約5万9千平方メートルのうち、約4万9千平方メートルを緑化の実施面積と計画の中にはなっています。

内容としては、高さがありますから、石を取って階段状の形になっていくわけですね

ども、その平らな部分ですね、切り立った斜面になっていない平らな部分ですけども、そこは植栽するための土を被せてから、平坦部の場合はアカマツの植栽、それからその上に階段状になった所が出てくるんですけども、そこはアカマツなどの種子を配合したものを吹きつけして緑化を図ると。それから斜面部分になったところでしょうか、石を取った部分にも、必要に応じて種子を吹き付けするとなっています。

その後の処理ですが、採掘終了後は2年以内に緑化して森林管理署へ返地する計画であると。そういう風になっています、概略ですけども。

それともう一つが、採掘完了後に緑化計画が実施されるので、保全地域の分から除外しないで保全地域とすべきでないかということですけども、森林と人との共生林、それから水土保全林の役割を持つ森林のエリアを選定するという考え方なので、現在の状況で採石場の部分は対象外としたわけですけども、その緑化計画の実施の後ですけども、森林となって共生林、それから水土保全林の役割を果たすようになれば、遠い将来には保全地域に含める検討も可能かとは思っていますけれども、現在のところでは対象外とした、今の案ではそういうことで区別いたしました。

佐々木議長 はい、どうぞ。

附田委員 ちょっと今のに関連しますので。

私、この白抜きの部分ですね、民有林だと思っていたんですよ。何故かと言いますと、資料 - 2 のこの保全計画の9ページ、ごめんなさい、11ページです。この頭、力の「持続可能な森づくり」の最後の4行の記述。「国有林に隣接する民有林については」ということですね、こう書いていましたので、あそこの所を言っているんだなと思っていたら、そうじゃない。国有林に返地するというわけですね。じゃあ、この記述はどこについての記述かなあと。下流の方はこれは指定区域に入っていないわけですから。

佐々木議長 11ページのどこですか。

附田委員 はい、11ページ、保全計画の力の「持続可能な森づくり」から始まりますよね。

佐々木議長 はい。

附田委員 で、キに移る前の4行。「国有林に隣接する民有林については云々」。これはどこについての記述。私はこの白地の所だと思っておったんです。でなければ、もともと下流も含んでおったときの記述かなと。

佐々木議長 そうですね。大畑川流域決めた時のことからして。

附田委員 そうなんですよ。五戸川でもそうだったです。

佐々木議長 はい、そうですね。

事務局（鶴賀） 今の附田委員からのご質問についてお答えします。

保全計画の11ページに明記してございます、国有林に隣接する民有林についての記述内容でございますけれども、追良瀬川流域の中で国有林が非常に多い専有面積を占めていて、その下流川に民有林が点在するわけですけども、ここでの持続可能な森づくりにつきましては、流域における適切な創造という観点で、保全地域には含まれないけれども流域として考えていく、ということから記述を致しました。

佐々木議長 ここは新しく入れたところでしたっけ。

事務局（鶴賀） 文章的に入れました。

佐々木議長 ああ、そうですか。なるほどね、そういうことですね。どこのという事ではないけれど、外れたところの民有林を含めて、森林といいますか、そこについての保全計画（案）として文章を載せたということですか。

事務局（鶴賀） はい、そうでございます。

佐々木議長 清野先生どうぞ。清野先生に引き続いて、先ほど東先生から上流の保全地域は如何でしょうかという、皆さんの意見をお聞きしたいということもありましたので、保全地域（案）と保全計画（案）も含めて宜しくお願いします。

清野委員 ちょっとご確認なんですけれども、先ほどの上流の白神山地の辺りについて、特段の相手方がそれじゃ困るとか、そういうことがなければですね、流域として一体化して指定したらどうかというご意見が東先生から出ました。それで、もう本当にこの条例の理念という事も含めて、ぜひ上流も含めて入れて頂いて、且つ中・下流についても、先ほど民有林の中でも積極的に森の活動をされていたり、里山としての営みがあるというのも入れて下さいという意見も出ましたので、ぜひ事務局としても一踏ん張りして頂いて、上流から下流までの一体となった保全をして頂ける努力をお願いできればと思います。

仮にこれが、全体が保全された場合には、地元に対しても非常にメリットがあると思います。それは、自然に恵まれたこういった地域がですね、流域全体を保全しながら生きていこうということは、各地で考えながらも、なかなかそれを担保するような制度だとか地域の機運に恵まれることのないまま、虫食い状態で上手くいかない所が多いと思います。ただ今回の条例の指定でですね、本当に白神山地に始まって、本当に自然度の高い河口域に至るまでずっと保全されていて、且つその中で林業、農業、水産業が営まれているという全国に先駆けた場所として、中途半端に指定するよりは、むしろそれを一体化した方が、色んな関係者にとって今後大きな意味があると思いますので、ご検討頂ければと思います。

何か上流が取えて難しいという事があれば、この場である程度ご回答頂いて議論してみたらどうかと思います。以上です。

佐々木議長 はい、じゃあ、皆さんから意見を聞かないと。

今の件、事務局の方で。例えば、保全計画（案）の図の方が分かりやすいかもしれないですけれども、3ページに流域下位の図面があります。ここの追良瀬川の流域は八森町との県境になりますけれども、秋田県と青森県の県境から出発して行って北の方に流れている。この白くなっているところ、流域なんだけれども白くなっているところは4つの法律でしたか、かかっているという事でした。そのまま保全されるということだから外しましたということでした。

それで問題は、この保全した場合に何か困るようなことがあれば、やはりそれはこの審議会でも考えなきゃいけないということだと思います。ただ、条例の趣旨を生かすということであれば上からでもいいじゃないかということなんだと思います。

そこで事務局では外したんだけど、何か考えて困るということでしょうか。だけでも条例からすると全部入れてもいいじゃないかと。その間にギャップがあるので、もし全部上からした場合、困るところをですね、この基本構想とか遡ってそこまで変えちゃって、困ることは無いんだよということにしたいと思います。で、どういう点で困るようなことがあるのか、今の分かっている時点で言えますか。こういう事がありますとか。それが言

えれば。

事務局（奈良岡） 事前説明の時に、一応、東先生ともちょっとお話ししたんですけれども、全然何もしない状態、人の手をかけられない地域ですから、何もしない状態での自然保護というんですか、自然保護も条例の保全のうちには含まれる概念であるから、何もしないことでもいいんじゃないかと。そういう事もあったはずだ、という風なお話がありましたけれども、事務局の方では、条例の保全に自然保護が全然含まれないということではなくて、自然保護も含まれますと。ただ条例の趣旨から言って、人の生活・文化と密接な繋がりのある「ふるさとの森・川・海の保全と創造」を主眼とするものですから、自然環境の保護を目的とした色々な法律で厳格に管理された遺産地域の部分に、何もしないからというので条例の保全地域の網を被せてもあまり意味がないのではないかと。だから、それは他の法律の分で規制がいっぱいかかっている訳ですから、それよりも、森・川・海の保全条例にして、必要がないと。かけて困ることって何かあるの、という聞かれ方は確かにしたんですけれども、困ることは無いけれども必要性が無い、というふうな判断をしたんですよね。で、対象外としたわけです。

あと、管理する場合の方のことと言えば。

八木橋河川砂防課長 事務局も当初と人が変わって、かなり混乱しているところがあります。他の法律、河川法とか色々な法律がかかっているけど別に支障は無いわけで、そういう風にこの条例も、そういう法律とダブっても、理念としてかけるんだという理念条例に近い条例ですから、東先生とか清野さんが言うように、かけて問題がないと。

ただ、今の白神山地の本当のコアの区域ですね、これについては相手の方ともう少し詰めた方がいいんじゃないかと。いわゆる自然保護課ですか、公園というんですか、自然保護課の方ともう少し詰めさせるようにします。そういうことで今日は。拙速に答えを事務局に出させようとするとかえって変になりますので。

佐々木議長 分かりました。やっぱり、森・川・海でやっぱり山のてっぺんからというイメージが強いからね。

あとこの地域はね、ちょうどこの抜けた部分、コアの部分は雪が多いんですよ。雪が多い所で、年間の降水量はこの辺りは4000ミリ位なんです。それはちょうどこのコアの部分あたりから少し指定地域あたり、ここの雪がそういうふうに雨を多くしているんですよ。だからこの川の流量というのは、河口の流量というのは、上の方のちょうど抜けたところが関係してますからね。

だからもしね、今までの感じ方というか考え方、取り組み方と、この県条例を上から適用した場合、どこか困ることがあれば、この基本構想も変えましょう。そういう意気込みで少し県民のものにした方がいいかもしれませんね。国の法律があるからといっても、守って行かなきゃいけないのは青森県民ですからね。はい、じゃあ。

清野委員 事務局の方の今のお答えを聞くのは二度目なんですけれども、けっこうそれは対外的に理解されにくい説明だと思います。

つまり、積極的に保全していこうとか、自然保護を含めて、最上位の自然保護と、手を付けない自然、もうちょっと人も含めた自然とのお付き合いという両方の幅を持ったそもそもの条例ですから、ここの川とここの場所を外してしまうと、本当に県民の川というような意識も生まれなくなってしまいますし。逆に危惧するのはですね、国の法律でこうい

うスーパーな法がかけられると、県の場所でありながら何か及ばない場所になって、どんどん遠い場所になってしまうという印象を相手方にかけてしまう可能性があると思うんですよ。ですから色んな、もしですね、世界遺産だとか、それから色んな自然保護関係の法律で今議論していることと、この条文のこういうのと相反する可能性があるとかですね、もうちょっと具体的に言って頂いて、自然保護という話とこの条例で考えている保全というのが、ここが抵触するというもう少し詰めたロジックがあれば世間的にも納得されると思うんですが。そうじゃないと、国がやっている所とか、何かそういう世界的にランキングされたところはそっちにお任せというような、どっちにしてもあまりいい印象を与えないので、是非ですね、そこを頑張って頂ければと思っています。

で、自然保護というのがあったとしても、ここの地域の方々がこういう条例の話の中でですね、いま委員長さんが仰ったような、本当に流域という中で、マタギの方だとかそういう方が海を思いながら山をずっと大切にされてきたという、まさにシンボルの場所でもありますし、色々な水循環だとかそういう点からも大事な場所ですので、積極的に取り組んで頂ければと思います。

あと、環境守人というものに関して地元から質問が出たということですがけれども、これはですね、先ほど田村先生からもお話しがありましたように、地元で地道に活動されてきた方々が流域を守る仕組みの中に位置付けられて励みにして頂けるような、そういうような役割というのも想定して作られた制度ですので、ぜひ実質的に地元の方にもメリット、デメリットという中で、今までのご活躍に対してささやかだけれども、そういう位置付けをさせて頂くというような、そういう部分のアプローチがあるかと思っていますのでご検討ください。

ちなみに大畑で環境守人の第1号になった方は、本当に張り切ってやっていらっしゃると思いますので、そういう意味での、本当に名前だけかもしれないですがけれども、応援もあると思いますのでお願いします。

佐々木議長 ありがとうございます。環境守人は本当にいいなと思ったことがあるんです。今年の8月に大畑川の源流点が決まっていなかったから決めましょうということで、源流に入るにあたって案内して頂いたんです。そうしたら、途中良く説明をしてくれるんですよ、よく見ているなと思いました。これならこの制度は良い方向に行っているなと実感しました。早く今回の案も決めたいですね。はい、じゃあ、葛西さん。

葛西委員 先ほど議長からお話しがございましたが、地元での説明会に質問が出たということなんですけれども、そちらの方の質問に対して県の方のご回答のことを聞かれましたけれども、その方はどうなりましたでしょうか。

それが1点と、あと、先ほど附田委員さんの方からも出ましたが、中・下流部の方ですが、の森林の指定に関することなんですけれども、薪炭共用林ということで、殆どこれは国有林なんですよね。国有林が主体と言うことで、国の方から抜かしてくれということでしたね、確か。そういうお話しではございましたが、先ほど議論の中で出ましたけれども、今度2回ほど地元の声を聞く会ということでやられましたけれども、その中に薪炭共用組合者の方というのは入っていませんでしたね。

事務局（鶴賀） 入っていないです。

葛西委員 入っていないですね。じゃあ、今度やられる時、その方たちも交えてその

ご意見を聞くなり、管理署の意見を聞くなりしてやれば、この中流部、下流部の方のことがすんなりまとまるんじゃないかなと思います。まずそれが第2点です。

佐々木議長 地元の質疑応答での回答というのは文書になっていたっけか。今は無理ですね。じゃあ、後でお配りすることにします。

大坂さん、指定地域(案)、それから今日の計画(案)について何かご意見とかありますか。

大坂委員 私はあまり地元といざこざが無いように、すんなりと決まればいいなと思っていたんですけども、今のお話を伺って、その共用というところ、もう一度ご検討頂ければ、それに超したことはないと思います。

佐々木議長 はい、奥村さん。

奥村委員 私は前にも五戸川だったと思いますけれども、牧場地だからといって白抜きにされた部分について、ちょっと質問したことがありましたけれども、やはりこの砂利採集所の件がやっぱりちょっと引っ掛かっています。

というのは、16年まで一次終わって、それから16年から18年まで許可を得て掘っているということでしたけれども、どう見ても18年で終わるような山ではないと思いましたね、行って見て。あそこの山は全部そのうちぼっかり無くなるんだろうねという話を、それにはこれから1年位なんて言うもんじゃなくて、あと何年もかけて多分あそこはやっていく、削っていく、砂利を取っていくつもりだろうなと思って帰ってきました。で、それが、条約というかお約束として緑に返る、山に返すということであるならば、でもかなりそれは時間がかかることだと思います。で、砂利を取るという約束の下で森へ返すと、山に返すというものであれば、やはり何十年か後にはやっぱり森になるわけなので、そこはやっぱり許可制の問題も含めてもう一度確認をして頂きたいと思います。

で、この追良瀬川が今すごく議論が重ねられていて、これはいいなと思っているのは、また後で出てくる赤石川とやっぱり同じような問題が出てくるのではないかと考えています。で、河川の周りに人が住むあたりから川は汚れて参ります。人が入って行けない部分というのは、第2号の砂防堰堤の辺りからもう全然入って行けないということなので、それは川自体が汚れる条件というのはあまりないと思うんですけども、松原地区の辺りからもう人が住んでいて、いわゆる里山になってきたあたりで、この川が末代までも綺麗でいるか、という事がちょっと問題になってくると思います。

で、同じような問題が赤石川でもやはり出てくると思いますので、赤石川の設定の会議にスムーズに行くためには、いまこの追良瀬川の松原地区をどうするかというのは、とても重要になってくると思いますので宜しくお願い致します。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。それでは三浦先生、お願いします。

三浦委員 この間、一緒に見学会に行ってきましたが、最初に見た流域のあたりは、すごく山に入るたびにきれいでありました。だんだん下流になってきたら、少しずつ汚らしいような川になっているなあと、こう思いました。

それでやはり住民というのは、どんな人間がどう考えるかということ、殆どの人間は自分にメリットのないのはダメだと、こう言うんですよ。友達でもそうですよ。いじめられるとダメだと。当然そう思うんですよ。だから分かるように、こう色々皆を集めて、そして説明会にはこういうところが良いんだとか、こういうところがダメだったら、こういうふ

うに修正すればいいとか、そういうのを私はちょっと感じております。

今でも、五戸川でもどこでもそうなんです、人が住めば住むほど汚らしくなるんです。きれいになった例というのはそんなにありません。それがどこで分かるかというと、一番下流の入り口の所に行くと、大抵ビニールがびっしり木が生えると増えてきます。だからどうしてもその点、衛生面とか環境面とか色んな点で、これもだんだん非常にきれいな川だったかと、私は魚道を見て、全然使われていない魚道だったので、これは惜しいなと思って私は見てきました。何とか使ってくれればいいなと。そういう感じを持ちました。以上です。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。日景先生お願いします。

日景委員 事前説明の時にいらして下さい、やっぱり何となく気になったところを皆さんが仰って頂いて、ああ、皆さん同じ事を考えていらっしゃるんだな、というふうに思いました。

で、いちいち繰り返さないように思いますけれど、先ほどの白神山地との、まあ、私は法律的にダメなんだろうと勝手に解釈しちゃったものですから、何かおかしいなと思いつつも、ああ、そういうのはダメなのね、と思ってしまいました。でも、もしそれは出来れば入れて頂いた方がよろしいかな、というふうに思います。入れることによって、むしろ補強するような形になるのではないかとこのように思いますので、特に法的な問題が無ければ、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。成田委員、何かありますか。

成田委員 いいえ。

佐々木議長 はい、ありがとうございました。ひとり通り皆さんから意見を聞きました。

途中ですけれども、保全地域については上流域、特に源流域ですね。これは流域界から保全地域としての案を取って見たらどうかという意見です。この件については事務局に検討して頂くことにします。

それから、中流・下流ですけれども、ここも支川の流域、どこかいい所があるかもしれない。それから中流域を広げるに当たって、連続でなくてもいいでしょうということで、そういう考え方で検討して貰うことにします。

この保全地域(案)のように色を塗られてしまった、自分の関係している所が色を塗られてしまったら困るというようなことがないように持っていかなければいけないと思います。一番最初の時に決めた基本構想というのがありますけれども、ここに立ち返っていつて、もし都合の悪いようなところがあれば、あるいは足りないようなところがあれば、改善点を事務局に検討して貰うことにします。

それでは、ちょっと休憩をします。ちょっと今日のまとめ方を事務局と相談します。7分くらい休憩を取ります。休憩します。

(休 憩)

佐々木議長 審議を再開します。保全地域（案）と保全計画（案）についての審議を続けます。

ここで、今日欠席した委員からの意見がありましたらそれを紹介して頂きます。では、事務局の方、お願いします。

事務局（奈良岡） 大畑町の角本委員ですけれども、今日、急遽欠席になりましたけれども、事前説明の時はですね、今の深浦の追良瀬川に関する事だけではないと思うんですが、保全地域は水系全体を含めるべきだと。これは多分、流域全体という意味だと思うんですけれども、そういう意見。

それから、川の本川に支川なり沢があるんですけれども、森林を取り込んでいなくても、森林部分を保全地域にとっていなくても、自然豊かな沢、それから河川、河川と言っても支川とかだと思っただけでも保全地域に含めるべきだと、そういう意見がありました。

佐々木議長 以上でしょうか。はい、分かりました。今までの審議の中で出た意見と同じですね。

それで、一つ皆さんに、私の言った資料の送付についての訂正があります。地元で2回の勉強会、意見交換会、説明会がありました。その時の質疑応答の詳しいものは無くて、メモ程度しか無い。それで、どういう質問があって、どういう回答をしたかを次回まで分かりやすく、読みやすくまとめるということにさせていただきたいので、宜しくお願いします。次回の時にその記録が文書で出ます。そういうことで宜しくお願いします。

先ほど奥村委員からも出ましたけれども、この今日の審議している追良瀬川流域の右側が赤石川、左側が笹内川で、いずれこの審議会にかかってきます。これとほぼ同じような特徴を持った流域でして、どの川もみんな世界遺産の白神山地にかかっている。だから基本的な方向が、これが決まれば、自動的に両方の赤石川も笹内川も決まって、あとはその特徴をどういうふうにして保全地域（案）、保全計画（案）に出すかというところの論点になるかと思えます。そういう意味で、今日この追良瀬川というのは非常に重要な審議になります。

今日、事務局には宿題が出しましたけれども、それについては次回に事務局から検討した結果を案として出して頂くことにします。

その他ですね、保全地域（案）、保全計画（案）について、何かご意見ございますか。あったらお願いします。あるいは、もう少しここを補充したいとか、そういうことでも宜しいです。はい、どうぞ。

清野委員 ご意見なんですけれども、深浦ですね、マリンキッズということで海岸の色んな活動を頑張られているということなんです、これはどういうきっかけで自然体験活動を頑張られているのかも教えて頂ければと思います。非常に今度の指定の場所は、もうこういう場所というのは多分日本でもすごく少なくなっちゃった場所なので、ぜひそういう活動を地区内とかですね、いまは地区の子供さん方だと思っただけでも、県内の方にもこの場所を楽しんで頂けるんじゃないかと思ったからです。ご存じでしたら教えてください。

尾坂水産振興課副参事 深浦マリンキッズなんですけれども、この深浦町、岩崎村もそうだったんですけれども、都市漁村交流推進事業ということで、都市部の人達を招いて、

子供たちだとか大人たちを漁業体験させるという事業がありました。それを引き続いて深浦マリンキッズということで、水産教室がメインだったんですけれども、色んな漁業体験、例えば先ほど、河川ではサクラマスだとかサケの放流だとか、サケの一生だとかですね、内水面漁協の組合長さんがお話しして、水産にまつわる色んな漁業体験、面白いよということで、漁業後継者対策もあったんですけれども、そういったことで色んな活動がですね。農業ではグリーンツーリズムなんですけれども、水産ではブルーツーリズムということで、そういうことを目的とした事業が今でも続いているということです。宜しいでしょうか。

清野委員 ありがとうございます。そうすると、最初に都市と漁村の交流事業があって、それをきっかけに地元が、事業としてずっと続くわけじゃなくて、それを受け継ぎながら育てていこうという、今後の継続性も期待されるということで宜しいでしょうか。

フィールドとしては、本当にここは適度な規模のフィールドで、本当に川の上流まで含めてそういった白神山地もありますし、あと、河口から海岸にかけての規模もですね、やはり全体形が見えるというか、岬と岬の間に挟まれた砂浜と河口域で自然度が高いので、きっとこういう所で学んで頂いたり遊んで頂くと、川と海の接点の自然の現象だとか生き物というのが見られると思うので、ぜひ今お話し頂いたようなものが続いて行って、そういうやっぱりポイントになるような場所の活動が、また県全体の漁村にも普及していくといいかなと思いました。有り難うございました。

佐々木議長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

東委員 すみません、非常に瑣末な事なのかもしれないんですけれども、希少種のカジカやカジカガエルというのがあるんですけれども、青森県の希少種として指定されているのが両側回遊型のカジカだと思うんですけれども、それがいたということで宜しいんですかね。両側回遊型じゃないカジカというのもしまして、それだと希少種には入っていないんですけれども。それは分かりませんか。分からなければまた後でお調べ頂ければいいと思うんですけれども。ちょっと希少種という記載があるので少し気になりましたので。

佐々木議長 カジカでもそうなんですか。

東委員 これはもともとは太平洋側ですね、前回の審議会にも出て来たと思うんですけれども、カジカ小卵型とか中卵型とかいわれるやつを県のレッドリストに載せているんですよ。

例えば、津軽地方に広くいるやつは大きな卵の大卵型というもので、これは非常にポピュラーなもので、希少種には指定していませんけれども、海に下りて上がってくるということは、途中で障壁があると上れなくなる。だから落差工とかがあって非常に減ったということで希少種指定しているという背景が実はありまして、日本海側にいてもおかしくはないんですけれども、ちょっと気になったものですから。

佐々木議長 74ページあたりに色んな魚の写真がありますけれども、どっかにカジカの写真があったよね。74ページですね、この追良瀬川流域参考資料のこの写真は、この流域のですね。

東委員 これはですね、多分、太平洋側の小卵型の写真ですね。

佐々木議長 そうですか。じゃあ、確認して下さい。希少種という言葉を取ればいいんですね、もし違っていれば。

東委員 はい。

佐々木議長 はい、分かりました。ありがとうございます。はい、どうぞ。マイクありますか。

附田委員 少し計画案を大手術するような格好の口火を切った訳でありまして、大いに、事務局に大変迷惑をかけることになったなあと、反省をしているところでございます。

加えましてまた、これが実は赤石、笹内に及ぶときの皮切りのアレだぞと。これはまた大きなプレッシャーなのかなと思ひまして、私は別な意味で多くの共通点はありますけれども、赤石、笹内川とは違うんじゃないかなと思ってですね、あまりそう大上段に構えない方がいいと思っております。

と言いますのは、これ、現地にも行ったわけでありまして、もうご覧の通り、開発があまり進んでいない。唯一採石場というものがあつてですね、あとは林にしましても農にしましても、農、特にああいう沖積平野部分が少ないものですから、ささやかに行なわれていると。そう言うわけで、平和な、そしてあまり自然改変されていないような流域だなあと思ひて、言ってみればコンパクトな流域形成でありますし、それからこの保全計画づくりにしましても、やりやすいなと思ひておつたわけですね。比較的作業は簡単なのではないかと。委員の意見も一致出来るのではないかと思ひていたところ、こんな事になって申し訳ないと思ひておるわけでありまして。

しかしまあ、今もって変わらないのは、先ほど私、共有林野であると、私、こだわつたんですが、東委員からも指摘ありました通り、せつかくのもう、既に保全が入っている砂防指定地があつたりですね、現にやっているわけですから、その所を除外しているというのは、やっぱりいがらばい。これはすんなりと取り組んで、そしてそれぞれのものが工事をやつたり、災害防止であるとか、それから創造の部分で田村委員からもありました条例指定して良かったと、予算のこともそういうことでちょつと付いたと、主張しやすいというようなことのプラスの方をですね、色濃くなつていけばですね、地元では何ら抵抗感がないのではないかな、ということで、やっぱりどう考えても、下の方まで入れるべきだなという考えは今もって変わりありません。

ですから、大変申し訳ないと思ひておりますけれども、もう一回お願いしたいと思ひておりますが、繰り返しますが、赤石川というのはまたちよつと違つてきますのでですね、そちらの方への影響をあまり先取りして考えて、その時大変だからというわけで、線引きなり、記述にですね、迷うようなことなくていいのではないかと、老婆心ながらひと言付け加えておきます。

佐々木議長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい。

東委員 保全と創造というのがこの条例のタイトルに入っているわけですが、これも何度か議論した記憶があるんですけども、未だ何か保全はかなり固定化されてきたイメージがあるんですけども、創造に関してはまだどういふ風な位置付けなのかなあというのがはっきり見えてきてないような感じがして、これに関して少なくとも、この場にいる方々は共通のコンセンサスを得られるような議論は一度はした方がいいかな、と言うことが一つと、それから、じゃあ具体的に創造って、どういふプロセスで進んで行くんだらうかということになると、おそらく地域の流域の方が、ここが今非常に環境的には問題があつて、こういう風になつて欲しいというのを、いきなりそれにお金

を付けてすぐ変えるというのは難しいと思いますけれども、何かしらの機会がある時にそれをやるんだというのを吸い上げていくようなシステムを作る、あるいは住民の方にそういう説明をきちんとしておくとか、その辺もこの条例を進めていく上では必要なんじゃないかなと思いますので、ぜひ宜しくお願いしたいと思います。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。そういうことなんで、特に創造についてはもう少し具体的に、こう考えることも出来ますというようなのを出さなければいけないのかなと思っています。

例えばドイツだと、自然というのは手を入れないだけではないんだ、黙っているだけが自然ではない。手を入れて作っていく。それと共存していく。それも自然の保全なんだという考え方ですね。まだ日本はその辺りがごっちゃになっていますよね。

今日はちょうど、上流域がもう手を付けないというような地域がありますので、ちょうどいい議論になるかもしれません。もし、そういう点、今後集中的審議のために議題で設定することは無理だと思いますけれども、創造について、あるいは保全についてその都度おっしゃって頂ければと思います。

というのは、あんまり難しい話をする、あんまり難しくて私には合わないということで、辞められた委員がいて、ちょっと私の進め方があまり良くなかったかなと思って反省していますので、出来るだけ具体的な議論でやっています。そういうことで、特別な設定はしませんけれども、機会がありましたら、どんどん言って頂ければと思います。ありがとうございます。はい、どうぞ。

清野委員 創造に関してなんですが、すでに資料の2の中で、資料の2の10ページに(5)あるべき姿に向けた適切な創造、ということでですね、事務局の方から幾つか全体的なご提案があるかと思っています。これを読むと、非常にメニューも豊富ですし、本当に可能性が色々ありそうだなということで、非常に面白いと思っています。

で、先ほどですね、実際、じゃあ具体的にどうするかという議論の中で、先ほど土砂採集場の採集した後の緑化の話というのが出ていたと思うんですけども、あれも保全という中に入れるのか。あるいは大きく自然を変えちゃった後のですね、あるべき姿に向けての再生というか、修復というか、そういう位置付けと言うことですね、例えば今回のこの場所でも結構ですし、他に県内で大分そういう人工的とか、あるいは森が荒れて、いずれにしても土壌流出が出ている所がありますので、それはやっぱり流域というのを考えた時には、従来のただ砂だけ止めれば良いというんじゃなくて、もうちょっと、森もとか生態系も含めた新しいタイプの土壌流出の対策があり得ると思います。

ですから、ここでせっかくメニューが出ておりますので、先ほどの土砂採集場の跡の緑化に関しては、今でもある程度どういう風な種子を吹き付けるかとか、どういう風な盛土をするという案があるんだと思いますが、そのさらに具体的に踏み込む時に、ただの緑化ではなくて、もうちょっと生態系に配慮して、緑化する時に木の種類をもうちょっと増やすとか、あるいは土を入れる時に色んなことを考えるとか、ぜひ一つの良い意味でのパイロット事業というか、壊れちゃった所をどうやったら流域保全に配慮しながら創造できるかとか、そういう技術開発の場としてもですね、ぜひ行政の中でも、あるいは工事をする人とか地元の方の中でもですね、色んなアイデアを出して頂いて、創造というものもぜひ一つ、事例を作って頂いたらどうかなという風に思います。

ここで創造という例で良い例が出来たら、他の県内の場所でもっと直さなければいけない所がたくさんありますので、その人が県内で手近に見に行けたりとか、そこで色々な事例を学んだ技術者の方がですね、県内で他に教えにあげに行ったりとか出来ますので、ぜひ、アイデアですけれども、ご検討頂ければと思います。以上です。

佐々木議長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

附田委員 今の創造に関してなんですけれども、事務局が発言しませんので、私は事実上の事をお話ししますけれども、河川砂防を例にとりますと、いわゆる生態系を重視した工法を大分取ってきておりますし、それからまた、親水工法、水に親しむ工法であるとか、様々そう言ったことに取り組んでいる事例がたくさん出て来ていますから、それは取りも直さず、私は創造だと思っております。

条例で区域指定された地元にとってみれば、指定されて良かったなと言う意味での創造。予算の優先採択であるとか、瑣末な話ですけれども、その辺りはどうなのかちょっと分かりませんが、ちょっと配慮をしてですね、区域指定をしたから優先採択されました、という意味の創造は、これは配慮していくべき事だと思っております。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。

そうですね、県庁の中で少し勉強をしてもらって、県条例に基づく、保全地域とか保全計画に関わっている地域での保全と創造には予算面の配慮が必要であるとの考え方を検討していただくことも重要でしょう。

八木橋河川砂防課長 ちょっとやっぱり勘違いされているんじゃないかと思うんですが。創造というと、事業を引っ張り込むとか、そういう意味の創造の考え方の理念は全くなくて、先ほど東先生が言ったように、元々あった自然にいかにも近づけるかとか、そういう風なもののための創造。だからまあ、出来るだけ、さっき委員が仰ったように、河川、立ち入り型の河川、まあ、近自然だとか色々ありますけれども、どうせやるならそういう風なことをやっていくと言う、そういう意味で、事業を引っ張ってくるとか、そういう意味じゃなく、やるのであればそういうふうな考え、この条例をせっかく制定してあるものですから、この川だけでなく県内一円の川についてもそうですね、そういうふうな自然に配慮した工法を採択していく、そういうふうな創造というふうに捉えて頂ければと思います。

やっぱり、事業を引っ張り込むとか、そういう話で地元でメリットがあるんだよというふうな、そんな言い方をするとですね、やっぱり今の条例の理念とはかなりかけ離れてくるような気がします。ただ、先ほど森林の方ですね、指定すれば、そこで森林のお金が幾らでも、間伐とか維持管理の方のお金に配慮して貰えるんじゃないか、といったお話しもありましたけれども、それは、森林と川というのは自然という捉え方にちょっと違いがあって、森林ですとほっとけばいいという意味でもないみたいですので、間伐して、かなりそういうふうにして育成していく森林が優れた自然的な森林と、こういうふうな話であれば、それに対して努力していく。

ただ、それを努力する仕方が必ずしも事業を興すとかそういう意味ではなくて、流域みんなの活動で何とかしていこうじゃないかという発想のこの条例の理念というふうにご理解頂ければと思います。

そこら辺、我々も、河川砂防課でいま事務局をやっているから、県の整備部の方で事業

をかなりやっているの、そういうイメージで捉えるかも知れませんが、元来は、本当の自然をとくに改良して、自然について掘り下げていく条例だということに理解して頂ければと思います。

佐々木議長 はい。

清野委員 具体的な事業というよりもむしろですね、ご存じのように、わりと自然に配慮しようと思う工法を取ろうと思うと、ガチガチで色んな基準とかがあって、随分と説明が面倒くさかったりすることとか、あるいは認められないこととかが多いんですが、河川とか砂防、あらゆる分野がそうだと思いますし、特に県内の漁業にとって大事な海岸の修復の時にですね、今までだと海岸保全って、削れないというだけで、安くやりなさいよとか、この材料じゃなきゃダメと言われていた時に、もうちょっと自然に配慮した工法を取ろうとすると、結構ハードルが高いんですね。

一方で、青森県の色んなご努力で、大畑町の方で、もうちょっと別の考え方が海岸保全施設にあってもいいんじゃないかと言う時に、やっぱり県としては、県の事業の中でですね、色々苦労されながら色んな材料を使っていくことに関してとか、計画についての提案をされてきました。今それがやっと、何年か青森県がやった後に、だんだん国全体に自然に配慮した工法とか計画がやっと出来るように世の中の方が後から変わってきましたので、そういう場合にですね、例えばここの中にあるような色んな間伐材を使って色んなものを作るとか、今までだとやっぱり最後のところで実現しなかったようなものが、色んな意味で出来るようになってくると思います。

それから土砂の管理に関してでもですね、この10ページのあたりにも、沿岸漂砂の管理とか、流域の土砂管理の話もありますけれども、これも今まではですね、やっぱり川の上流から海まで含めて、県庁の中で一体的に取り組む理由がなかなか無かったので難しいものもあるんですけども、こういう条例があって、積極的に皆で協力しよう、こういうふうに書いてあればですね、もう本当にこの10ページ、11ページ、12ページって、すごい重要なことがたくさん書いてあると思うんですが、これを積極的にやっていくだけで随分、個々の現在の事業のやり方が改良されると思います。

だから、新しい事業を興すというよりも、今まで出来なかったことが、やっぱり本来的な自然の流れに沿ってですね、出来る大きな励みになるんだと思いますので、ぜひ、創造というのはどういうメリットがあるの、と言った時に、そこがですね、重要なところだということを県庁の中でも、あるいは地域に関しても、強調して頂ければと思います。

で、こういう理念がきちんとしっかりしていれば、他の例えばそこに国有のものが川なり森なりあったとしても、それに積極的に協力してくれる理由が相手方にとっても立つので、この創造というのは非常に大きい意味を今後持ってきて、やっと審議会でも、今まで保全だけで手一杯だったんですけども、創造についても議論が出来るようになってきたかなと思います。以上です。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。今日は県の重要な課の課長さん方が来ていますので、伝わっていくと思います。ありがとうございます。

それでは、先ほど私、事務局に宿題にしたところ、保全地域(案)についての上流と中・下流のところの検討。

そして、中・下流の支川の流域、どこかないかという点での検討。

それから、この条例が適用された場合、地元の人、あるいは地域の人が不利になるというような誤った受け止め方をされるような記述があったら直すと、あるいは積極的に文書に入れるとか、そういう点を事務局に検討して貰うことにします。

今日はこの追良瀬川の保全地域（案）と保全計画（案）を審議して頂きました。これの基本的な方向性については、今日の審議で概ね了承したということで宜しいでしょうか。

全委員 はい。

佐々木議長 次回は今日宿題にしたところをもう一度提案して頂き、検討した結果を出して頂き、この追良瀬川の流域の保全地域（案）保全計画（案）を決めたいと思います。

それで、もう一つの流域が審議にかかってくるかもしれません。それは事務局の進み具合によると思います。まだまだこの審議委員会で決めて行かなければいけないのはいっぱいあります。今日、環境守人の話もありましたけれども、非常にいい制度でございます。早くそれを色んな流域で指定して、そういう人を作って、この県条例が県民の皆さんに定着していくようにしたいと思います。

時間も来ましたので、以上で審議を終わりたいと思います。宜しいでしょうか。はい、ありがとうございました。じゃあ、進行は事務局にお返しします。

閉 会

司会（相馬） 佐々木会長には、長時間にわたりまして議事進行、ありがとうございました。ここで、事務局の方からの連絡事項がございます。

事務局（奈良岡） 時間がないので簡単に連絡事項ですけれども。

現在、7月に審議会で一応了承いただいた五戸川流域、それから奥入瀬川の流域。五戸川の流域は管理者の同意とか、今後、公告縦覧の手続きを進めています。

それから十和田の奥入瀬川の部分については、これから準備作業をまたしていきます。

それから五戸川ですけれども、これから指定後は、年度内の指定を目指していますけれども、環境守人さんの委嘱ですとか、保全地域の表示看板を設置していくこととなります。

それから、今日の深浦の追良瀬川、いっぱい宿題を頂きましたので、色々検討していきたいと思います。

もう一つ、来年の話になるんですが、1月の27日に青森の駅前のアウガですね、森・川・海の講演会、去年までシンポジウムという名前でやっていたけれども、今年は講演会という名前で佐々木先生に基調講演をお願いしています。それから、活動団体の発表とかがあります。委員の皆様にもチラシが出来れば、もう少しで出来るんですけれども、送付いたしますので宜しくお願い致します。

司会（相馬） これをもちまして、「第8回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会」を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

以 上